

# 部 活 動 規 定

石山中学校部活動振興会

## 第1章 目 的

第1条 部は、趣味を同じくする者が集まり、活動を行うことにより、心身を鍛え、個性を伸ばし、教養を高め、中学校生活をより楽しく有意義にするために行う。

## 第2章 構 成

第2条 部は、体育・文化の2部門とし、次の部が置かれる。

- ・体育系：ソフトテニス、バドミントン、バスケットボール、野球
- ・文化系：美術、吹奏楽、茶道

## 第3章 部の設立

第3条 部は、次の条件が満たされ、職員会議で適当と認められた場合は部として承認される。

- (1) 最低1名の指導者（先生）がいること
- (2) 原則として部員が10名以上いること
- (3) 年度途中でないこと
- (4) (1)～(3)が満たされない場合、廃部への移行措置として1年間部を存続させる。
- (5) 廃部については、(4)の次年度、部活動規定第3章第3条が満たされないと見込まれた時点で決定し、新規募集を見送るか条件付きの募集とするが、前年度まで所属していた生徒に配慮し、名称を使用する等の便宜を図る。
- (6) 本校で設立していない競技（種目）の個人種目へ参加する場合は、年度初めに“個人部 ○○部”として加入申し込みを行い、部活動振興会に加入する。

## 第4章 運営機関

第4条 各部には、部長1名、副部長1名、必要によって会計1名を置く。

第5条 部の円滑な運営を行うために、次の機関を置く。

- (1) 部会議（構成員は各部員）  
必要によって部長が召集し、部の運営について協議する。
- (2) 部活動指導者（スポンサー）会議  
各部のスポンサーを事務局が召集し、活動内容、予算などの連絡調整を行う。

## 第5章 入部・退部

第6条 部に入部する場合は、入部申込書により、保護者、学級担任、部指導者の承認を得なければならない。

第7条 各部への入部は、1シーズン1人1部とする。

第8条 新1年生の入部については、部の内容を知るための見学期間を設け、指示された日より入部を認める。

第9条 年度途中の入部、退部、転部は、特別の理由がある場合のみ、保護者、学級担

任，部指導者の承認を得られれば認める。

第 10 条 部員が部の品位を著しく傷つける行為のあるとき及び部員に努力が認められないときは，部指導者は休部または退部を命ずることができる。

## 第 6 章 活 動

第 11 条 活動期間は 1 シーズン制とし，4 月から 3 月までとする。

第 12 条 活動時間は，

平 日 ：午後 6 時 3 0 分まで

土，日，休日 ：午前 8 時 3 0 分～午後 4 時の 3 時間程度練習可能。

朝練習開始時間：午前 7 時 3 0 分より（1 日の練習時間を含める。）

特別な日については，指示された時間内の活動とし，テスト 3 日前は活動停止。

第 13 条 活動は，部指導者の指導のもとで行う。

第 14 条 活動場所，時間等の割り当ては，スポンサー会議で決定する。

第 15 条 各部は，活動の様子や結果を発表する機会を与えられる。

第 16 条 部員は，規定その他で定められた活動の心得を守らなければならない。違反した部は，休部を命ぜられることがある。

## 第 7 章 部活動の活動基準

第 17 条 活動については，生徒・顧問の負担の度合いを十分に考慮し，あまり過度にならないように注意する。また，札幌市教育委員会の定める活動基準を踏まえ，原則として以下のように実施する。

(1) 学校として全ての部活動の休養日を月に 1 回、設定する。

(2) 毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。

(3) 少なくとも週に 1 日は、平日に休養日を設定する。

(4) 通常の実習時間は、平日 2 時間程度とする。

(5) 土日、祝日、長期休業中の練習は 3 時間程度とし、生徒の部活動の準備、後片付けを含めて 4 時間以内に終了する。

(6) 練習時間は、半日で終了するよう設定する。

## 第 8 章 廃部と中体連への個人参加について

第 18 条 部活動規定第 3 章第 3 条が満たされない場合、廃部への移行措置として 1 年間部を存続させる。

第 19 条 廃部は、さらにその次年度、部活動規定第 3 章第 3 条が満たされないと見込まれた時点で決定し、新規募集を見送ったり条件付きの募集とするが、前年度まで所属していた生徒に配慮し、卒業まで名称を使用する等の便宜を図る。

第 20 条 本校で設立していない競技（種目）の個人種目へ参加する場合は、年度初めに“個人部 ○○部”として加入申し込みを行い、部活動振興会に加入する。

## 第 9 章 会計

第 21 条 部活動に関する経費は，各家庭より徴収する部活動費で運営され，スポンサー会議，職員会議の承認を得て決定される。

## 付 則

第 22 条 本規定の改正は、必要に応じて、スポンサー会議で検討され職員会議の承認を得て決定される。

第 23 条 本規定は、昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。

平成 10 年 4 月 13 日改正

平成 15 年 5 月 23 日改正

平成 17 年 4 月 5 日改正

平成 21 年 4 月 3 日改正

平成 25 年 4 月 3 日改正

平成 28 年 4 月 5 日改正

平成 30 年 5 月 2 日改正

令和元年 5 月 9 日改正

令和 2 年 3 月 23 日改正